

入札公告

下記のとおり建設工事に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 5 日

門川町長 山室 浩二



記

第 1 章 工事及び入札等の概要

- 1 工事名 令和 6 年度 門川町総合文化会館照明設備改修工事
- 2 予定価格 公表しない
- 3 工事場所 東白杵郡門川町南町 6 丁目 1 番地
- 4 工事期間 契約成立後から令和 6 年 12 月 30 日まで
- 5 工事概要 電気設備工事
 - 1)客席部の特定天井の改修工事に伴う照明器具更新工事
上記に係る電気設備工事
- 6 本工事は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実務が義務付けられた分別工事である。
- 7 本工事の建設資材納入業者や下請け業者等に関して利用可能な内容のものについては、門川町内業者の利用を積極的に努めることとする。
- 8 申請期間 令和 6 年 4 月 5 日（金）から令和 6 年 4 月 19 日（金）正午まで
- 9 入札日
 - (1) 入札日時
令和 6 年 4 月 26 日（金）9：00
 - (2) 入札及び開札場所
門川町役場 3 階会議室
- 10 この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 者であった場合も、入札参加者が 1 者であった場合も入札を中止しない。
- 11 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 12 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 13 契約締結までの間に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

- (1) 町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格、指名基準等に関する要綱（第 12 条 指名停止）による措置を受けたとき
 - (2) 国又は宮崎県から指名停止等の措置を受けたとき
 - (3) 建設業法（昭和 24 年法律 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 22 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請者に該当したとき
 - (5) 第 2 章に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき
- 14 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加申請者で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」で届け出なければならない。

別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消す。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。

第 2 章 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

1 参加の要件

- (1) 門川町の指名競争入札参加資格者として登録をされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、門川町の町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格、指名基準等に関する要綱（第 12 条 指名停止）による措置を受けていない者であること。
- (4) この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、国又は宮崎県から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調整の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 22 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請に該当しない者であること。
- (7) 門川町又は日向市内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を置く者で、直近の経営事項審査結果通知書における「電気工事」の総合評定値（P 値）が 700 点以上の者であること。
- (8) 電気工事業に関し、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。

- (9) 次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 工事に必要な資格を有する者。
 - ② この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。
 - ③ 電気工事に関して実績のある者。

第3章 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、提出期限までに条件付一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。

1 申請書の配布又は提出について

(1) 配布及び提出期限

令和6年4月5日（金）から令和6年4月19日（金）正午まで

(2) 配布又は提出場所

東臼杵郡門川町平城東1番1号（門川町役場）

教育課

電話 0982-63-1140（内線）2264

FAX 0982-63-5349

(3) 配布方法

直接受け取り、又はホームページからのダウンロードによる。

公告及び申請書様式 <http://www.town.kadogawa.lg.jp/>

(4) 提出方法

門川町役場 教育課に持参。特に認める場合を除き、郵送、FAXによる提出はできない。

(5) 設計図書の閲覧及び貸出し

設計図書は、この公告の翌日から当該工事の入札の前日までの間、門川町役場教育課において閲覧することができる。また、設計図書が記録されているCD-Rを希望する者は、電話にて申し込むこと。

(6) 質疑応答

- ① 設計図書の内容について質問がある場合は、次により書面を提出すること。

ア 書面は、門川町役場教育課へ持参又はメールによる。

イ 書面の受付期間は、令和6年4月8日（月）から令和6年4月17日（水）正午までの間、土・日・祝日を除く毎日とする。

ウ 回答については、随時行うが4月19日（金）までに回答する。

2 入札参加資格確認の通知

申請書の提出により、審査・確認をした者について、令和6年4月23日（火）までに、入札参加資格の有無をFAXかメールにより通知する。

3 入札方法等について

- (1) 郵便等による入札は、認めない。
- (2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。また、代理入札者は委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札書は封印（上、中、下）した封書で提出しなければならない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 工事費内訳明細書の提出が必要（入札書と併せて提出[同封]すること。）
- (6) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。（初回入札を含め 3 回を限度とする。）

4 入札参加方法

- (1) 入札会場には、1 業者につき 1 名までが入室できるものとする。
- (2) 代理人が入札に参加する場合には別途委任状を持参することとする。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた後、次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。

- (1) 第 2 章に示した入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

6 無効の入札

門川町財務規則第 111 条第 4 項に規定するほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札

7 入札保証金

免除する。

8 最低制限価格

設定しない。

第 4 章 契約締結に関する事項

1 本工事に係る契約は、落札決定した日を含めて 10 日以内に契約を締結すること。

2 契約の保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の 10 分の 1 以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- (1) 保証金（現金に限る）
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

3 その他

- (1) 設計書の数量については、本工事の契約後において軽微な変更は認めないため、積算に留意すること。
- (2) 本工事は、別途業者（建築工事）が入る予定である。